

## Q & A

### Q. 直接処遇職員、現任職員とは何ですか。

- A. 現に、事業所に雇用され、利用者（障がい児・者）の支援に直接従事している方です（常勤・非常勤は問いません）。  
ただし、法人役員や事務担当職員、貴事業所に就職予定の方（まだ雇用されていない方）は含まれません。

### Q. 現任職員が研修を受講すればどのような場合でも助成を受けられますか。

- A. 対象研修を研修開始日が属する年度内に修了することが必要です。また、現任職員が勤務扱い（出張や有給扱い）の上で研修を受講する必要があります。休日に研修を受け、代替職員が当該研修受講職員の職務を行っても対象となりません。  
また、現任職員は勤務扱いである場合でも、代替職員が自己の勤務時間内に当該研修受講職員の職務を行ったときも対象となりません。

### Q. 他県の指定事業者が実施している対象研修も含まれますか。

- A. 他県の指定事業者であることが確認できれば、対象となります。

### Q. 代替職員人件費相当額には社会保険料や手当は含まれますか。

- A. 社会保険料や手当は含みません。  
代替職員の時給×現任職員の研修カリキュラムの時間数であり、研修ごとに上限額があります。時給で算定してください。

### Q. 代替職員は非常勤や外部からの派遣職員も含まれますか。

- A. 常勤・非常勤、派遣など雇用形態は問いません。